令和9年度保育所等利用調整基準表（薩摩川内市）

事由点・・・(A)				父	母	必要書類
就労	正社員			15	15	就労証明書
	パート	勤務日数	月20日以上	8	8	
			月15日以上	6	6	
			月12日以上	4	4	
		勤務時間	1日8時間以上	7	7	
			1日6時間以上	5	5	
			1日4時間以上	3	3	
	自営業(事業主)・農業			15	15	・就労証明書 ・開業届(写し)
	自営業・農業（家族等）	勤務日数	月20日以上	8	8	
			月15日以上	6	6	
			月12日以上	4	4	
		勤務時間	1日8時間以上	7	7	
			1日6時間以上	5	5	
			1日4時間以上	3	3	
	家庭内労働(上記以外)			12	12	就労証明書
出産					13	母子手帳
育児休業				7	7	就労証明書
求職中等				1	1	求職活動誓約書
疾病	入院			16	16	診断書
	居宅	常時伏臥		16	16	
		精神結核		13	13	
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		13	13	
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合		10	10	
	障がい	障害者手帳1～2級、療育手帳A1・2		15	15	手帳(写し)
		障害者手帳の3級、療育手帳B		14	14	
		障害者手帳等上記以外		12	12	
看護等	入院付添			13	13	・看護対象者の診断書 ・看護対象者の同居家族が看護不可である証明書類等
	心身障がい者・児在宅介護			12	12	
	老人在宅介護(寝たきり・認知証)			12	12	
	一般療養在宅介護			10	10	
就学	職業訓練校に通学している			13	13	・就学証明書 ・カリキュラム
	月120時間以上			13	13	
	月48時間以上120時間未満			11	11	
災害				15	15	罹災証明書
特例による場合				15	15	

優先度(加算・減算)・・・(B)		必要書類
① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の従事者 ※ただし、本市に住民登録があり、認可保育所等の勤務者に限る。	最優先	就労証明書
② 虐待・DV等措置対象世帯、里親家庭	+35	相談記録等
③ 地域型保育事業所の卒園児で連携施設への入所を希望している	+35	
④ ひとり親世帯	+34	
⑤ 地域型保育事業所の卒園児で連携施設以外への入所を希望している	+30	
⑥ 既にきょうだいが、入所を希望する教育・保育施設に在園している	+15	
⑦ 既にきょうだいが、いずれかの教育・保育施設に在園している	+10	
⑧ 当該児童が障害を有している	+10	手帳
⑨ 当該児童が障害を有し、事前に教育・保育施設の了承を得ている(⑧に加算)	+10	園相談受付票
⑩ 生計中心者の失業(自己都合退職を除く)	+10	離職票
⑪ 双子以上が同時に同じ教育・保育施設に入園申請している	+7	
⑫ 生活保護世帯	+6	
⑬ きょうだい児が在園する教育・保育施設に転園申請をしている	+5	
⑭ 双子以上を除く、きょうだい同時に同じ教育・保育施設に入園申請している	+5	
⑮ 育児休暇の終了による職場復帰**(きょうだいが現に教育・保育施設を利用中のみ)**	+5	
⑯ 病気休暇の終了による職場復帰	+4	
⑰ 障害者同居(当該申込み児童以外)	+3	手帳又は証書
⑱ 前年度からの待機児童※	+1	
保育料滞納世帯 (適用年度は、その年度の利用調整で適用します) ⑲ 1カ月～12カ月	−10	
保育料滞納世帯 (適用年度は、その年度の利用調整で適用します) ⑳ 13カ月以上	−15	

※「⑧ 当該児童が障害を有している」と「⑨ 当該児童が障害を有し、事前に教育・保育施設の了承を得ている」の加算については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の支給対象児童であり、「⑰ 障害者同居(当該申込み児童以外)」については、上記に障害基礎年金の受給者を含む。

※「⑱ 前年度からの待機児童」の加算については、以下のとおり。
令和9年4月1日利用調整＝令和8年10月末時点で令和8年11月利用申請までの待機者に加算
令和9年5月1日以降利用調整＝令和9年3月利用申請までの待機者かつ令和9年4月利用申請の待機者に加算

同点優先順位・・・(C)
① 優先度の高い区分に該当する世帯が低い項目に該当する世帯に優先する。
② 保育必要量が保育標準時間に該当する世帯が保育短時間に該当する世帯に優先する。
③ 保護者の通常1か月の労働時間が長い世帯が短い世帯に優先する。
④ 保護者と子どものみの世帯が他の世帯に優先する。
⑤ 小学校3年生以下の児童数の多い世帯が少ない世帯に優先する。
⑥ 当該児童の年齢の高い世帯が低い世帯に優先する。

令和9年度保育所等利用調整基準表（薩摩川内市）

1. 項目点の計算

保育所等の利用調整は、項目点の高い順に決定します。
項目点は、事由点(A)＋優先度(B)で求めます。

2. 事由点(A)の見方

事由点は、保育の必要性の事由ごとに定められています。
父と母の合計が世帯の事由点(A)となります。

3. 優先度(B)の見方

優先度は、その世帯の状況に応じて加算されます。
①は、保育所等で働く保育士等が不足していることを受け、本市に住民登録があり、かつ、認可保育所等で勤務する場合、当該保護者の児童の入所を「最優先」として扱います。
③・⑤は、小規模保育施設及び事業所内保育事業所（地域枠）利用児童については、利用が2歳までとなるため、引き続き小学校就学前までの保育を希望する場合は、新たな施設に申請が必要となるため、新規申請児童よりも、優先度を高くしています。
④は、事実婚は該当しません。
⑩は、自己都合退職は該当しません。
優先度は、場合によって複数適用されることがあります。

4. 項目点（(A)＋(B)）が同点の場合

項目点が同点となった場合は、同点優先順位(C)により利用調整します。

5. 事由点の計算例

以下の表は、計算例です。

父	母	加算	事由点	加算点	項目点
常勤(15)	月20日以上かつ1日8時間以上勤務のパート(15)	なし	15+15	－	30
就労（パート）月15日以上(6) 1日8時間以上(7)	常勤(15)	きょうだい同時入園希望(5)	6+7+15	5	33
常勤(15)	常勤(15)	育休復帰(5) きょうだい入所中(15)	15+15	5＋15	50
常勤(15)	常勤(15)	育休復帰(5) きょうだい同時入園希望(5)	15+15	5+5	40
－	就労(パート) 月15日以上(6) 1日6時間以上(5)	ひとり親(34)	11	34	45
常勤(15)	月20日以上かつ1日8時間以上勤務のパート(15)	滞納3カ月(△10)	15+15	△10	20

6. 利用調整

	Cさん(項目点30点)	Dさん(項目点25点)
A保育園	第1希望	
B保育園	第2希望	第1希望

表の状況で、利用調整の結果、A保育園が定員に達してCさんが第1希望の園に入園できなかった場合、 B保育園の入所調整は、項目点が高いCさんの方をDさんよりも先に決定します。

7. 保育料滞納世帯

保育料を滞納している場合、滞納している月数に応じてその世帯ごとに優先度を減算します。
減算するのは、現在施設に在園している児童ではなく、きょうだいの保育料が滞納となっている、新規に保育所等の利用を希望する児童に適用します。